

(各)税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青 山 幸 恭

北朝鮮に対する措置の継続に伴う税関の対応について

北朝鮮による核実験に係る我が国の対応として、平成 18 年 10 月 14 日から「北朝鮮籍船舶の入港禁止」及び「北朝鮮からの全ての品目の輸入禁止」の措置が 6 か月間の時限措置として実施されているところであり、税関においては、これらの措置を的確に実行するため、「北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について」(平成 18 年 10 月 13 日財関第 1250 号)に基づき、必要な取締り等を実施してきているところである。

これらの措置については、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、4 月 10 日の閣議において、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」及び「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」が決定され、6 か月間継続することとされたところである。

については、これらの措置を引き続き的確に実行するため、税関においては、下記により実施されたい。

なお、「北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について」(平成 18 年 10 月 13 日財関第 1250 号)は、廃止する。

記

1. 北朝鮮籍船舶の入港禁止

「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」(別紙 1)が本日付で告示され、4 月 14 日から実施される予定である。

税関においては、引き続き、入港するすべての船舶について、北朝鮮籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。

2. 北朝鮮からの輸入禁止

北朝鮮に対する輸入禁止措置を継続するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日付で告示され、4 月 14 日から実施される予定である。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙 2)をも踏まえ、引き続き、経済産業省等の関係官庁との連携を密にし、本輸入禁止措置の実行を確保すること。特に、第三国を經由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等について、原産地証明書等による原産地確認を一層強化し、厳正な審査・検査を実施すること。

3. 厳格な法執行

北朝鮮からの輸入禁止措置に関連した関税法違反嫌疑事件が摘発されていることにかんがみ、輸出入事後調査をはじめ、税関業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、より一層の充実を図ること。

○内閣告示第一号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成十九年四月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

我が国は、平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、同年十月十四日より北朝鮮船籍のすべての船舶の入港を禁止する措置を実施しているところであるが、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成十八年十月十三日閣議決定）により変更された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

- 「一 入港禁止の理由」中「今般」を削り、「今回の事案を始めとする」を「その後の」に改める。
- 「四 入港禁止の期間」中「平成十九年四月十三日」を「平成十九年十月十三日」に改める。

経 済 産 業 省

平成19・04・12貿局第1号
平成 1 9 年 4 月 1 3 日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

北朝鮮からの輸入禁止措置の継続について

上記の件について、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本告示改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

経済産業省告示第百二十一号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百八号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月十四日から施行する。

平成十九年四月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

附則中「平成十九年四月十三日」を「平成十九年十月十三日」に改める。

経済産業省告示第百二十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成十九年四月十四日から施行する。

平成十九年四月十三日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

附則中「平成十九年四月十三日」を「平成十九年十月十三日」に改める。